

5. 介護政策評価支援システムの利用について

概要

都道府県及び市町村が介護保険事業の分析を行うことを支援するために厚生労働省が運用しているシステムです。簡単な操作で事業の分析を行うことができるため、原則、全保険者に使用していただきたいものです。

本システムできること

介護保険事業状況報告及び国保連データを基にした全国・都道府県・市町村の「保険給付と保険料」や「認定率のバランス」の比較表などが入手できます。（エクセルのグラフです。）

利用料

- ・ 本システムの利用に料金は掛かりません。
- ・ L G W A N から接続できます。
（L G W A N を利用していない場合は、別途、ダイヤルアップ回線を用意して接続できます。）

利用時に入力、登録するデータ（市町村のみ）

- ・ 年度ごとの「介護保険料基準月額」と「調整交付金率」を入力
- ・ 国保連データ（給付実績、給付管理票情報）を本システムのアップロードツールを使い登録

※ 上記データを登録しない場合でも国が一括登録している介護保険事業状況報告（月報）に基づく比較表の入手はできます。更に、国保連データ等をアップロードすることで、より詳細な全国値との比較・分析が可能となりますので、積極的な登録をお願いします。

入手できる指標（別紙）

- ① 保険給付と保険料のバランス分析
- ② 認定バランスの分析
- ③ 要介護度別のサービス利用のバランス分析
- ④ サービスのトータルバランス分析
【上記、介護保険事業状況報告（月報）・市町村の入力項目より作成】
- ⑤ 要介護度別の居宅サービス利用者の給付単位数分布の分析
【上記、国保連データ（給付管理票）より作成】
- ⑥ ケアプランを考える
- ⑦ 個別サービスを考える
【上記、国保連データ（給付実績）より作成】

利用手続き

- ・ 電子メールにて厚生労働省の担当アドレスに利用申請をします。
- ・ 申請した翌月に、厚生労働省より電子メールにてシステムへのログインIDとパスワードを配布します。

利用申請の方法

- ・ 下記のとおりで、電子メールによりWISH及びシステムの利用申請をしてください。
- ・ 申請先は、kaigohyokasien@mhlw.go.jp です。
- ・ 申請は随時受け付けますが、WISH及びシステムのIDとパスワードの配布は通常、申請した翌月となります。

【要領】 件名) 利用申請

本文)	都道府県名	市町村、広域連合等の場合も都道府県名を記載。
	保険者名	都道府県名、市区町村名、広域連合名等を記載。
	所管部署名	部局、課、係名を記載。
	WISH 利用責任者名	姓と名の間はスペース。(全角)
	WISH 利用者名	同上。複数の場合には改行せずに読点「、」で区切る。
	WISH 接続方法	半角。LGWAN 利用は「LGWAN」、ダイヤルアップ接続は発信元電話番号を記載。間はハイホン“-”で繋ぐ。
	連絡担当者名	姓と名の間はスペース。(全角)
	担当者連絡先所在地郵便番号	半角。〒は不要。間はハイホン“-”で繋ぐ。
	担当者連絡先所在地	全角。
	担当者電話番号	半角。間はハイホン“-”で繋ぐ。内線は括弧内に記入。
	担当者E-mail アドレス	半角。担当部署のアドレスでも可。

【記入例】 件名) 利用申請

本文) 東京都
厚生労働市
介護保険課
厚労 太郎
厚労 太郎、厚労 次郎
LGWAN
厚労 太郎
100-8916
東京都厚生労働市霞が関1-2-2
03-5253-1111(0000)
kaigohyokasien@mhlw.go.jp

問い合わせ先

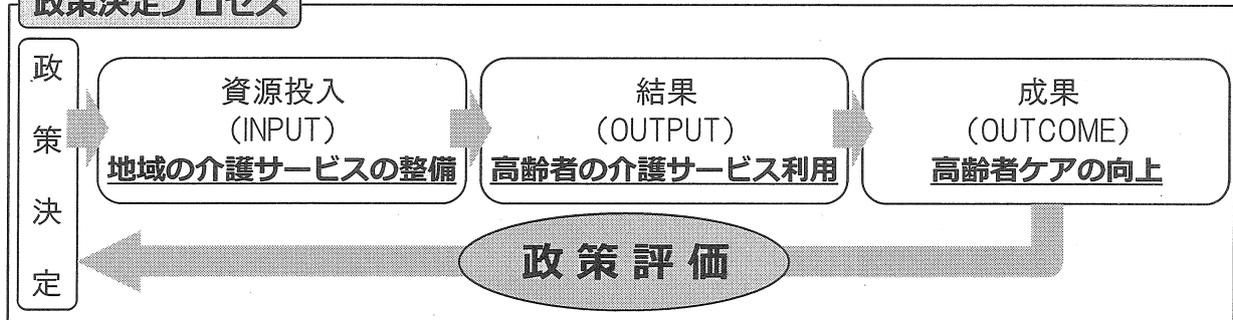
老健局介護保険計画課計画係
TEL : 03-5253-1111 (内線 2175)

介護政策評価支援システムについて（1）

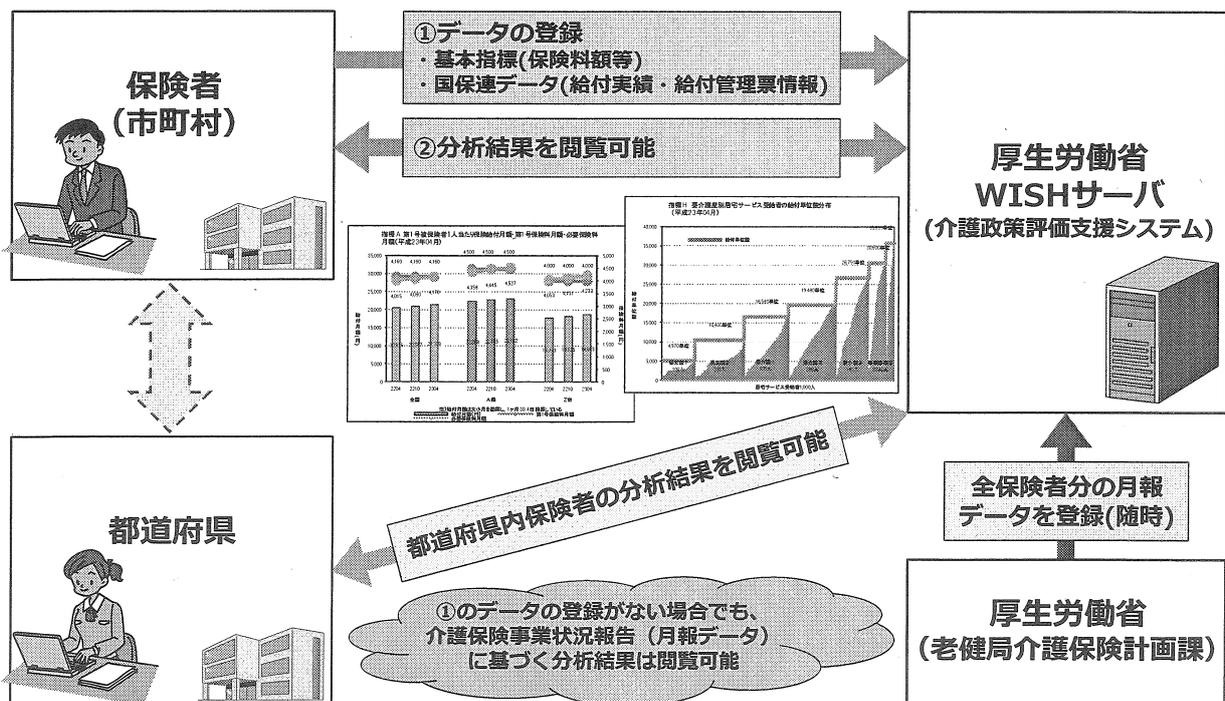
介護保険制度は、市町村（保険者）の役割と責任が他制度に比べて非常に大きく、市町村（保険者）には「政策評価」が求められている。

- 市町村は、住民に最も身近な行政主体として、介護保険制度が地域にどのような影響を与えているかを常に把握する必要があるとともに、介護保険制度では単に介護費用を保障する立場にとどまらず、地域のサービス供給体制についての政策決定を通じ、介護保険の利用面に決定的な影響を与える主体でもある。
- 市町村は、自らに与えられた役割と責任を果たす上で、「政策評価」は不可欠であると言える。

政策決定プロセス



介護政策評価支援システムの概要図



介護政策評価支援システムについて（2）

○分析評価の全体構成

次のような構成に基づき分析を順次行うことにより、実態全体像がよくわかるしくみになっている。

① 保険給付と保険料のバランス分析（基本指標・指標1関係）

- 給付水準（第1号被保険者1人当たり給付月額）と第1号保険料の分析
→各保険者の調整交付金率を用いて、給付に必要な第1号保険料額を試算し、条例上の保険料との比較で、介護保険財政の健全度を点検する。

② 認定率のバランス分析（基本指標・指標2関係）

- 要介護度別の認定率、軽度（要支援1～要介護2）と重度（要介護3～5）の認定率を分析。高齢人口のうち、前期高齢者数・後期高齢者数の割合で認定率を補正し、公平な分析ができるようにしている。

③ 要介護度別のサービス利用のバランス分析（基本指標・指標3関係）

- 居宅・地域密着型・施設サービスそれぞれについての要介護別のバランスを分析。居宅重視・中重度認定者重視の利用が達成されているか、などを点検する。

④ サービスのトータルバランス分析（基本指標・指標4関係）

- 在宅と施設、福祉と医療のバランス、各サービスの整備状況のバランスを分析。過剰なサービス、不足しているサービスを点検し、今後のサービス整備の方向を考える。

⑤ 要介護度別の居宅サービス利用者の給付単位数分布の分析（指標5関係）

- 居宅サービス受給者1人1人のサービス利用額の分布を分析。ケアプラン作成にあたって、適切なアセスメントが行われ、適切なケアプランが提供されているかを点検するとともに、要介護者とその家族の利用意識を検証する。

⑥ ケアプランを考える（詳細指標・指標6関係）

- 居宅サービス受給者のケアプランについて、要介護度別に、いくつかの種類のサービスが組み込まれているか、どのようなサービスが組み込まれているか等を分析する。

⑦ 個別サービスを考える（詳細指標・指標7関係）

- ケアプランに組み込まれる訪問介護等のサービスについて、要介護度別に、どのくらい利用されているか等を分析する。

介護保険事業状況報告（月報）・入力項目（保険料額等）
○ 全国平均・都道府県平均との比較
○ 都道府県別・保険者別の比較
○ 時系列変化の分析（6ヶ月おきの3時点）

国保連データ（給付管理票）
居宅介護支援事業所等別（自市町村分）

国保連データ（給付実績）
○ 全国平均・都道府県平均との比較
○ 時系列変化の分析（6ヶ月おきの3時点）
※⑥は単月自市町村（別グラフならば比較可）

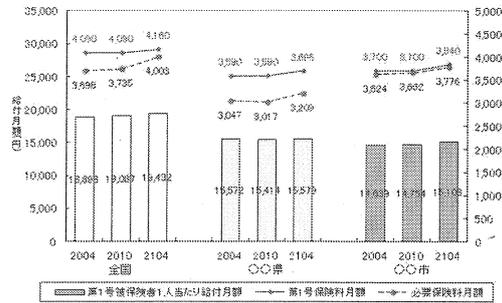
具体的な活用方法

- 行政基礎資料として、議会において審議される介護保険特別会計等の当初予算・補正予算の説明や住民に対する介護事業の運営状況等の説明に活用が可能。
- 都道府県における施設の指定・認可の際等に、都道府県内の各エリアの各種サービス整備状況を参考として確認できる。

介護政策評価支援システムについて (3)

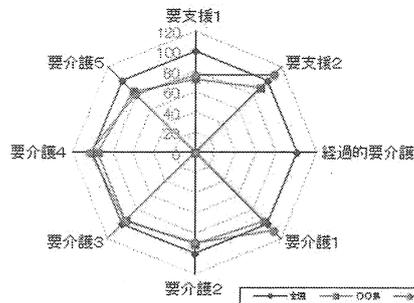
① 保険給付と保険料のバランス分析

第1号被保険者1人当たり保険給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額



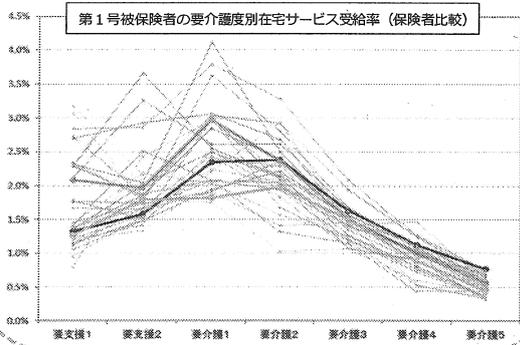
② 認定率のバランス分析

第1号被保険者の要介護別認定率指数 (全国平均=100)



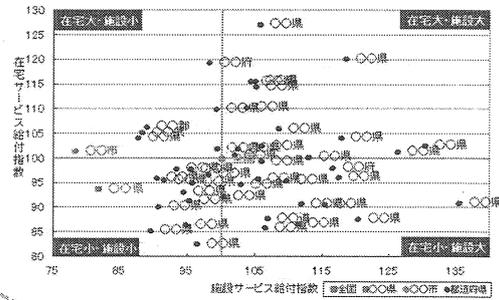
③ 要介護度別のサービス利用のバランス分析

第1号被保険者の要介護度別在宅サービス受給率 (保険者比較)



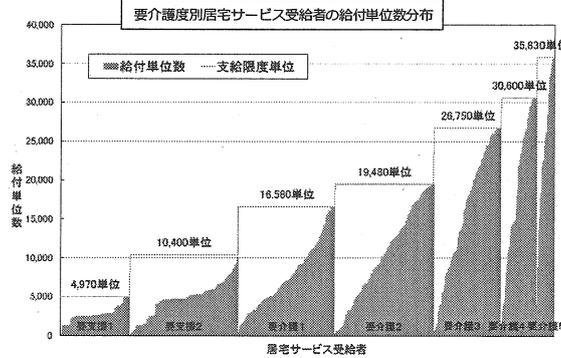
④ サービスのトータルバランス分析

第1号被保険者1人当たり在宅サービス・施設サービス給付指数



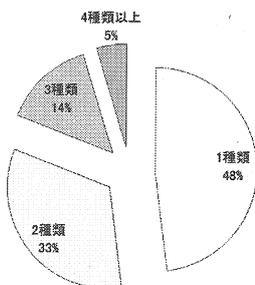
⑤ 要介護度別の居宅サービス利用者の給付単位数分布の分析

要介護度別居宅サービス受給者の給付単位数分布



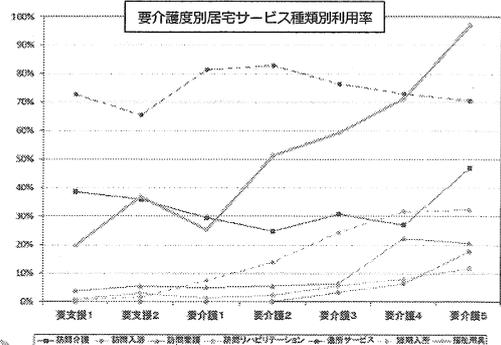
⑥ ケアプランを考える

すべてのケアプラン (要支援1~要介護5) に含まれるサービス種類別割合



⑦ 個別サービスを考える

要介護度別居宅サービス種類別利用率



○介護政策評価支援システム利用申請状況(平成25年2月末現在)

No.	都道府県	都道府県 利用申請状況	保険者数	利用申請済 保険者数	利用申請率
0	全国	42	1,580	669	42.3%
1	北海道	○	156	49	31.4%
2	青森県	○	40	7	17.5%
3	岩手県	○	24	8	33.3%
4	宮城県	○	35	2	5.7%
5	秋田県	○	22	7	31.8%
6	山形県	○	35	11	31.4%
7	福島県	○	59	7	11.9%
8	茨城県	○	44	32	72.7%
9	栃木県	×	26	11	42.3%
10	群馬県	×	35	7	20.0%
11	埼玉県	○	61	18	29.5%
12	千葉県	○	54	18	33.3%
13	東京都	○	62	26	41.9%
14	神奈川県	○	33	9	27.3%
15	新潟県	○	30	14	46.7%
16	富山県	○	9	6	66.7%
17	石川県	○	19	15	78.9%
18	福井県	○	16	6	37.5%
19	山梨県	○	27	27	100.0%
20	長野県	○	63	39	61.9%
21	岐阜県	○	36	14	38.9%
22	静岡県	○	35	17	48.6%
23	愛知県	○	51	37	72.5%
24	三重県	○	25	5	20.0%
25	滋賀県	○	19	12	63.2%
26	京都府	○	26	6	23.1%
27	大阪府	○	41	28	68.3%
28	兵庫県	×	41	24	58.5%
29	奈良県	×	39	4	10.3%
30	和歌山県	○	30	8	26.7%
31	鳥取県	○	17	8	47.1%
32	島根県	○	11	6	54.5%
33	岡山県	○	27	27	100.0%
34	広島県	○	23	17	73.9%
35	山口県	○	19	12	63.2%
36	徳島県	○	23	16	69.6%
37	香川県	○	17	14	82.4%
38	愛媛県	○	20	4	20.0%
39	高知県	○	30	11	36.7%
40	福岡県	○	28	11	39.3%
41	佐賀県	○	7	2	28.6%
42	長崎県	○	19	6	31.6%
43	熊本県	×	45	17	37.8%
44	大分県	○	18	14	77.8%
45	宮崎県	○	26	12	46.2%
46	鹿児島県	○	43	14	32.6%
47	沖縄県	○	14	4	28.6%